



## CONTENTS

1-2	・令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動	10	・腰痛災害を減らす職場づくり事例発表 ～事例に学ぶ、負担を減らす作業改善と予防の秘訣～を開催 ・労災保険実務講座 開催報告
3	・愛知県特定最低賃金（2業種）改正～令和7年12月16日発効～ ・災害発生状況	11	・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡崎市図書館交流プラザ りぶらにて開催 ・過労死等防止対策推進シンポジウム 報告
4	・愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト応募作品特別展示会場にて 愛知労働局長が投票を呼びかけました ・愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストの一般投票を開催中！ ～皆さんの手でポスターデザインを選んでみませんか～	12	・「統・改正化学物質管理に伴い、企業が考慮すべき点」講習会（後援） 開催報告 ・産業保健フォーラムinあいち2025をデザインホールにて開催
5	・11月「過労死等防止啓発月間」における愛知労働局長名の要請書について ・年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう	13	・【厚生労働省委託】就業環境整備・改善支援セミナー及び過重労働解消のための セミナーを開催しました ・【厚生労働省委託】外国人労働者安全衛生管理セミナーを開催しました ・新春懇談会開催 開催案内 ・第72回理事会 開催報告
6	・12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です	14	・第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会in札幌 開催案内
7	・愛知労働局 需給調整事業部 庁舎移転のお知らせ	15	・技能講習等講習会予定表
8	・連載 第1回（全6回） 第3次産業の労働災害防止対策について 浅井 文彦 氏（愛知労働局 労働基準部 安全課長）		
9	・連載 第5回（全6回） 「ジョブ型」雇用と賃金～後編～ 西原経営事務所 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士 西原 義人 氏		

愛知労働局管内において、令和6年に労働災害により亡くなられた方は34人（前年比1人減）、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は8,147人前年比4%増となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は16人（前年同期比5人減）、死傷者は5,021人（前年同期比2%減）となっていますが、令和元年以降、死傷者数は、増加傾向となっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和7年度職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

明るい  
新年

みんな  
で迎える

無  
災  
害



あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさに向きあう  
その先の新年へ

愛知労働局 & 安全経営あいち®  
Aichi Labour Bureau & Labour Standards Inspection Office  
労働基準監督署



運動期間：2025年12月1日～31日

あいち安全経営本舗®  
USJGCSMEMBER

## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

# 愛知県特定最低賃金（2業種）改正 ～令和7年12月16日発効～

愛知労働局

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から2業種の特定最低賃金額が改正されます。

（参考：すべての労働者に適用される愛知県最低賃金は、10月16日より時間額1,140円に改正されています。）

発効日 令和7年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額 (時間額)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,175 円
輸送用機械器具製造業	1,146 円

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ「愛知県の最低賃金」※二次元コードからご確認いただけます。

なお、お問い合わせは、事業所を管轄する各労働基準監督署へお願いします。

愛知労働局「愛知県の最低賃金」は  
こちらから



**ちゃんとチェック!**

# 最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

**愛知県 最低賃金**

令和7年  
10月18日  
時間額

# 1,140 円

63円UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

厚生労働省

## 災害発生状況

愛知労働局

### 愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和7年11月6日現在)

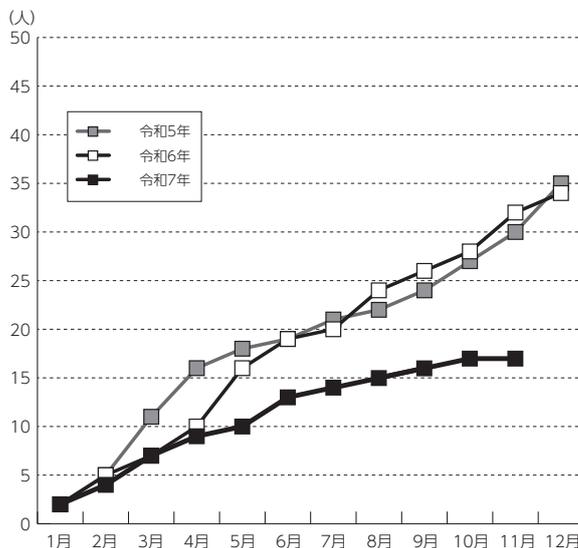
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.10.7. 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が、商品を配送するため道路をトラックで運転中、左カーブを全く曲がらなかったため、トラックがガードレールに激突し、反対車線まで跳ね返った後、停止した。被災者は、その後、死亡が確認された。			
	事業場規模	9名以下	業種	商業	60代 運転者
					経験 5年

### 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和7年11月6日現在の速報値)

令和7年発生分 ※ ( ) 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値		令和6年同時期(速報値)		令和6年確定値	
		発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)
製造業		5		5	(1)	8	(1)
食品製造業						1	
化学工業		1					
鉄鋼・非鉄金属		2					
金属製品				1		1	
一般・電気・輸送用		1		2	(1)	3	(1)
その他		1		2		3	
建設業		3		6	(1)	9	(2)
土木工事業		1				2	(1)
建築工事業				3		3	
その他		2		3	(1)	4	(1)
陸上貨物運送事業		4	(3)	2		3	(1)
商業		2	(2)	6	(5)	9	(6)
卸売業		1	(1)			1	
小売業		1	(1)	5	(4)	7	(5)
その他				1	(1)	1	(1)
清掃・と畜業		1		1		2	
上記以外の事業		2	(1)	3	(1)	3	(1)
合計		17	(6)	23	(8)	34	(11)

### 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト応募作品 特別展示会場にて 愛知労働局長が投票を呼びかけました

愛知労働局（小林洋子 局長）では、愛知県最低賃金額（時間額 1,140 円）を広く周知する取組の一環として、今年度より「愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト」を開催しています。

愛知県在住の学生の方や愛知県内の学校へ通学する学生の方から、愛知県をイメージするイラストを広く募集したところ合計 109 点の応募があり、この中から最優秀作品のイラストを選んでポスターを作成し、改正最低賃金額の周知・広報活動に積極的に活用することを予定しています。

作品選考においては愛知県民の皆様等から広く投票を募ることとし、その一環として令和 7 年 11 月 17 日(月)から 11 月 21 日(金)までの間、ナディアパークにて応募作品特別展示会を開催しました。

特別展示会初日の 11 月 17 日(月)には、小林愛知労働局長が特別展示会場を訪問し、自ら投票し、来場者へ投票の呼びかけを行いました。



呼びかけを行う小林局長



応募作品を選考する様子



投票の様子



特別展示会場（ナディアパーク）

小林局長は、応募作品をひとつひとつ鑑賞した感想として「非常に色彩豊かで、目を引くデザインである」とコメントし、また本コンテストについて「若者が働く場のルールを理解する契機として企画したものである。県民の皆様には広く投票にご参加いただきたい」と述べました。

## 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストの一般投票を開催中！ ～皆さんの手でポスターデザインを選んでみませんか～

愛知労働局

愛知労働局（小林洋子 局長）では、愛知県最低賃金額（時間額 1,140 円）を広く周知する取組の一環として、今年度より初めて「愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト」を開催しています。

現在、作品選考として広く投票を受け付けておりますので、みなさまの投票をぜひお願いします。

**【投票期間】11/12(水)～12/7(日)まで**

応募作品（全 109 作品）の詳細や投票については、愛知労働局「愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト」特設ページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/saiteichingin\\_toukei/saiteichingin\\_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin_00006.html)）または下の二次元コードよりご確認ください。

みなさまからの投票をぜひお待ちしております。



投票  
お願いします



愛知県最低賃金ポスターデザイン  
コンテスト特設ページ

問い合わせ先：愛知労働局 労働基準部 賃金課（TEL 052-972-0257）

## 11月「過労死等防止啓発月間」における愛知労働局長名の要請書について

11月「過労死等防止啓発月間」中の11月5日、当協会は、愛知労働局労働基準部監督課長 中嶋 智成 氏の訪問を受け、同局長名による当協会会長 拝郷 丈夫あての文書「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」の交付を当協会 和久井専務理事が受けました。

厚生労働省ではこの取組を推進するため、昨年に引き続き、同月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行いました。

要請書では、①労働時間の適正管理に加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却と年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成、②建設工事の発注者による週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定の考慮、荷主として長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等、③下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせない取引上必要な配慮、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう取引事業者全体のパートナーシップによる原材料費等の上昇分の適正な転嫁、④月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応及び時間外労働に対する割増賃金の適正な支払について、傘下の団体・企業に対する周知啓発の協力を要請されました。



中嶋監督課長（左）と和久井専務理事（右）

併せて、局長名による同日付け依頼書「令和7年度『しわ寄せ』防止キャンペーン月間の実施について」（担当課 雇用環境・均等部 指導課）により、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（令和6年策定）の取組に向け、総合対策の4つの柱である①関係法令等の周知徹底、②労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供、③労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度的確な運用、④公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報について、趣旨の理解と傘下企業等への周知・協力の依頼がありました。

### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

STOP!  
しわ寄せ

できない相談じゃないよね?

その無理な発注の「しわ寄せ」で取引先が途方に暮れていませんか?

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁
公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

愛知労働局

### ◆事業主の皆様へ

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

もっと自分らしく  
働き方  
休み方

年次有給休暇を  
上手に活用し  
働き方・休み方  
を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

年末年始は年休としてほっと休ませよう

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

【年次有給休暇取得促進特設サイト】  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



【働き方・休み方改善ポータルサイト】  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



詳しくは、愛知働き方改革推進支援センター（電話0120-006-802）、または、愛知労働局雇用環境・均等部 指導課（電話052-857-0312）にお問い合わせください。

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。事業主の皆さまも、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じ、社内での周知・啓発にお取り組みいただきますようお願いいたします。

## 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(厚生労働省主催)

12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



**令和7年6月に労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

(公布日：令和7年6月11日)

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。



改正法愛知労働局  
特設ページ(最新  
情報を掲載します)

### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応(例：相談への対応、被害者への謝罪等)

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL 052-857-0312)

愛知労働局需給調整事業部は、令和7年12月15日(月)より現在の「伏見庁舎」から「広小路庁舎」へ移転します。  
※需給調整事業部では、愛知県内の労働者派遣事業・職業紹介事業等の許可・届出等に係る業務、指導・監督に係る業務を担当しています。

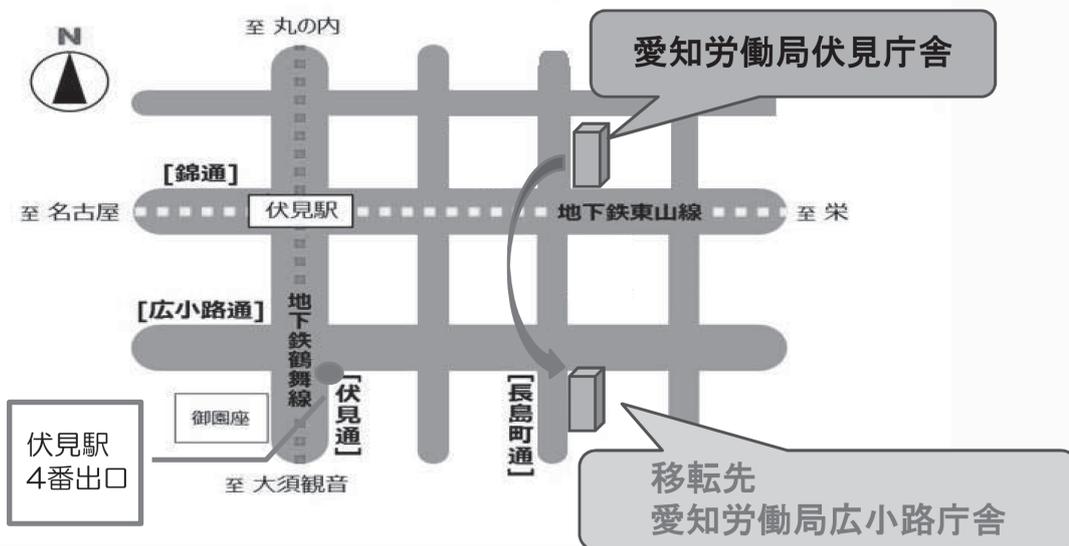
# 愛知労働局需給調整事業部 令和7年 12月 庁舎移転のお知らせ

愛知労働局需給調整事業部は、現在の愛知労働局伏見庁舎から愛知労働局広小路庁舎へ移転します。  
令和7年12月15日(月)から広小路庁舎で業務を開始します。

## 移転先住所

名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング 2階

## 移転先案内図



### アクセス

- ★市営地下鉄 東山線/鶴舞線 伏見駅4番出口から徒歩5分
- ☆駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください

### お問い合わせ

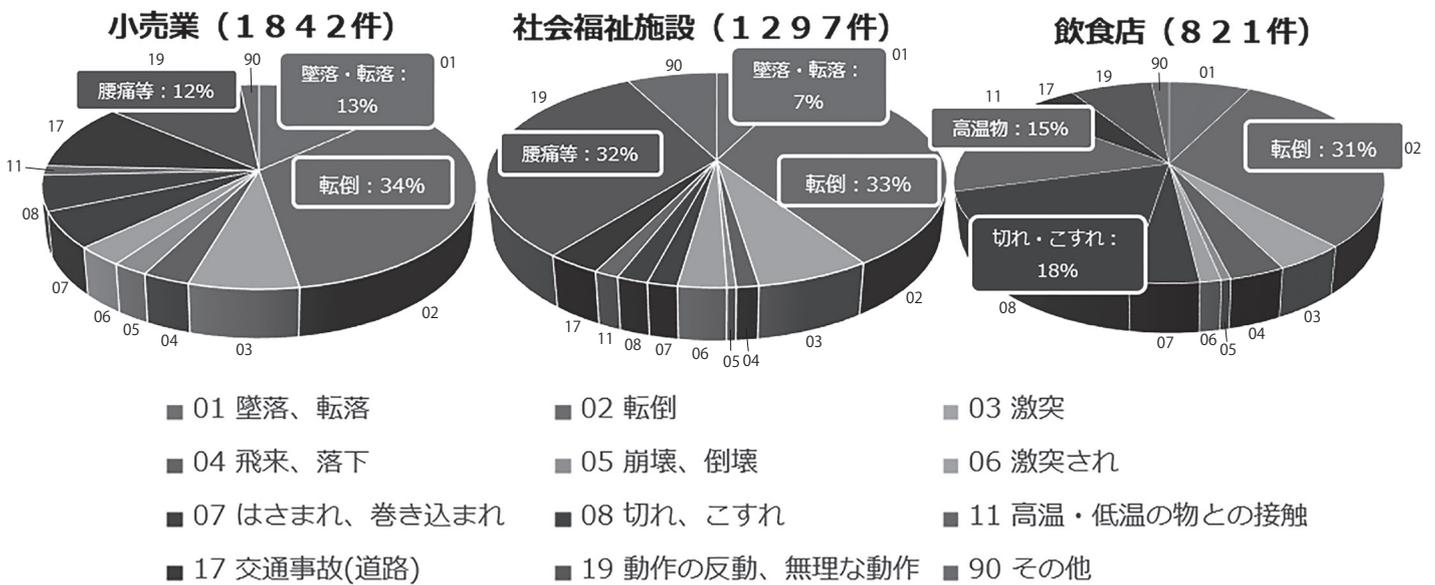
愛知労働局需給調整事業部 (電話番号の変更はありません)  
需給調整事業第一課 電話番号 052-219-5587  
需給調整事業第二課 電話番号 052-685-2555

これまでの全 6 回のご寄稿により、多くの話題を会員の皆様にお届けいただきました。今回、安全課長に引き続き全 6 回の連載をお願いすることとなりました。今後も労働行政、労働災害防止に関する情報をお届けします。

愛知労働基準協会及び会員の皆様方には、日頃より労働行政、特に労働災害防止にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今回は、第3次産業の労働災害防止対策についてです。図 1 は、令和 5 年及び 6 年に愛知労働局管内で発生した第3次産業の労働災害(コロナウイルス感染症を除く、休業4日以上)のうち、小売業、社会福祉施設、飲食店について、事故の型別でグラフにしたものです。

図1 第3次産業の労働災害発生状況



- 令和5年～6年の愛知県内・第三次産業のうち小売・社会福祉施設・飲食店いずれも、事故の型は転倒災害が最も多く約3分の1である。
- 小売業では2番目に墜落・転落(13%)で、3番目に腰痛等(12%)の順で発生している。
- 社会福祉業では、2番目に腰痛等の災害(32%)で、3番目に墜落転落災害(7%)の順で発生している。
- 飲食店では2番目に、切れ・こすれ災害(18%)、3番目に高温物等(15%)との接触の順が多い。

第3次産業における労働災害は令和元年以降、増加傾向にあります。業種別では、前年比で減少することもあります。第3次産業全体としては増加傾向にあります。

図 1 の3つの業種において、事故の型別で最も多いのは「転倒」で、それぞれ 31%～34%を占めています。なお、業種別ごとの特徴が出るのは、事故の型別で2番目以降に多く発生している災害です。小売業では2番目に「墜落・転落」、社会福祉施設では2番目に「腰痛等」で「転倒」と同じくらいの割合、飲食店では2番目に「切れ・こすれ」が多く発生しています。それぞれの業種で多く発生している災害に応じた防止対策をお願いします。

また、3次産業だけでなく他の業種においても、対策を講じる必要がある事項として、高齢労働者対策があります。高齢労働者にも、働きやすい、職場環境を整えてゆくことも大切です。

前回は、「ジョブ型」に転換するハードルを越えるのは容易ではないとお話ししました。しかし、「ジョブ型」雇用への転換は、グローバル経済の要求であり不可逆的だと思いますし、労働人口が減っていく我が国で、労働人口が増加していくことを前提としたシステムを使い続けることは問題があります。

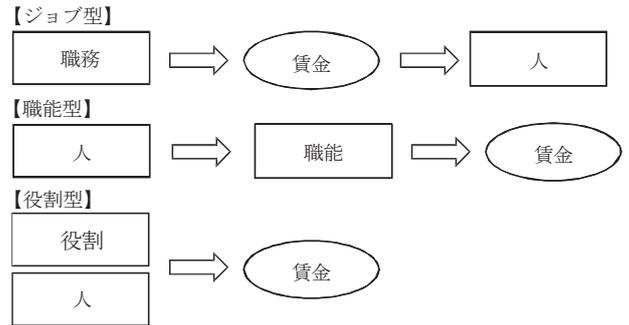
前回は申し上げましたが、人事制度は経路依存性が強く、一朝一夕に変えることは不可能です。となれば、現状の問題点を解決しながら、将来的に「ジョブ型」へ転換する方が現時点でのベストな対応策だと思います。そのためには、横並びの発想ではなく、我が国、我が社の経済環境を考慮した独自の対応策を考える必要があります。

「役割型」雇用の導入

まず、現行自社が導入している人事制度がきちんと運用されているかどうかを検証する必要があります。職能要件書に基づく評価制度、目標管理制度などこれらは多くの企業で導入実績がある制度ですが、外形的なものではなく、実質的に運用されているかどうかを検証しなければなりません。これらができていないのに、さらに高度な「ジョブ型」へ移行することはほとんど不可能だと思います。

こうした検証を経たうえで、「役割型」雇用への移行を検討します。「ジョブ型」は、職務そのものを対象としますが、「役割型」は、期待される「役割」と「人」を対象とします。その意味では、一足飛びに職務へ移行せず、従来の「人」100%から「役割」と「人」が対象になりますので、日本の雇用には合っています。他にも、「年功的処遇からの脱却」、「役割が遂行できなければ当該役割から外す」(職能は一度身についた職能は消えることがないという前提があり、当該等級から下げることが困難といったハードルがあります)など現行制度の問題点を解消できる可能性があります。

役割は、「組織で期待される行動・責任の範囲」です。具体的には「役割等級制度」を導入して現行の仕事内容を「役割」に連動させます。「職務」のように固定化されたものではなく、環境変化や人の能力に応じて変化するのも「役割」の特徴です。職能と職務の中間的な存在です。



これまでの「人」を対象とした「職能型」は能力が高い人に年々増える仕事、高度な仕事が集中し本人が疲弊してしまうという弊害があり、能力の低い人は平易な仕事しかしない、それでいて、職能等級は年功的な運用がされ、給与は同等という不公平が生じていました。能力の高い人に過度な量の仕事が集中することは問題ですが、役割が高度になれば給与が増加する点は、賃金の重要な視点である「公正・公平」を満たすものと思います。日本の雇用環境では、エンゲージメントの高い一部の社員が活躍する環境を整えることが必須であると個人的には思うところです。

役割の具体的な例(人事部門)		職能・役割・職務の制度比較			
等級	【役割項目】	職能(メンバーシップ型)	役割	職務(ジョブ型)	
	① 人事戦略・人材ポートフォリオの策定 ② 経営層との戦略会議 ③ 人件費・採用計画の最適化 ④ 組織文化・風土改革の推進 ⑤ 採用・評価・育成の統括運用 ⑥ 制度改定の企画・推進 ⑦ メンバーの育成・指導 ⑧ 現場部門との調整・折衝 ⑨ 採用業務(求人票、面接調整) ⑩ 評価資料・勤怠データの管理 ⑪ 教育研修の企画・運営 ⑫ 社員相談対応・手続き処理				
	給与				
		基本コンセプト	「人の成長」に着目する。能力が高まれば処遇も上がる。	「組織内での期待・役割の大きさ」に着目する。成果と責任を反映。	「仕事そのもの」に着目する。職務記述書に基づき報酬を設定。
		評価基準	個人の「能力・知識・スキル」	担当している「役割・責任の大きさ」	担当している「職務の内容・難易度」
		評価対象	個人の職能・行動特性	担当している役割・貢献度	定義された職務
		柔軟性	高い (人の成長に応じて昇格可能)	中程度 (役割変更に応じて変化)	低い (職務が固定されている)
		メリット	育成重視・人材の長期的成長を促す	柔軟な組織運営が可能・成果に連動	公平性が高く、国際基準に合致
		デメリット	年功的運用に陥りやすい	評価が曖昧になりがち	日本の雇用慣行と相性が悪い(配置転換しづらい)

従業員への対応も

巷では、「終身雇用はすでに終わった」とか「雇用は流動化する」といった情報を目にすることが多いですが、実際に企業内の従業員の方と話をすると、従業員の認識は相当乖離していると感じるのが正直なところです。従業員はこれまでずっと年功的な処遇を受けてきたわけで無理もありません。従業員に丁寧な説明もなく、新たに処遇制度を導入すれば、当然抵抗感を持たれます。制度の変更とともに従業員への納得感ある対応も求められます。



**西原経営事務所 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士** にしはら よしひと  
西原 義人

金融機関、(株)東海総合研究所を経て、平成5年独立開業。社会保険労務士、中小企業診断士業務を開始。事業運営、賃金管理を中心に、東海各県にて多くの事業場への顧問活動、幅広い講演活動、企業研修を行う他、中小企業経営支援に関する国の事業のアドバイザー等を歴任。

## 腰痛災害を減らす職場づくり事例発表 ～事例に学ぶ、負担を減らす作業改善と予防の秘訣～ を開催

当協会の愛知健康安全交流会は、10月23日(木)、当協会9F研修室(名古屋市中区栄)において、事例発表「腰痛災害を減らす職場づくり」を開催し、企業の健康安全担当者等約250名(会場及びWEB参加)が受講されました。

冒頭、愛知労働局労働基準部健康課長 藻谷岳志 氏により、腰痛災害防止対策について講話をいただき、①災害性腰痛発生状況による分析結果(労働者死傷病報告の数値分析、発生要因の特徴、災害性腰痛多発4業種の特徴)、②腰痛予防対策指針、③職場の事例集等について、説明がありました。

続いて、一つ目の事例発表として、株式会社デンソー 安全衛生環境部 上級キャリアエキスパート 棚橋昭 氏により、「デンソーにおける腰痛予防対策」と題して、①デンソーにおける“安全の原点”、②労働衛生の取組、③腰痛予防の取組(職業性疾病の未然防止、高齢者・女性にも働きやすい職場環境づくり、デジタル技術の活用検討、転倒防止体操など)、③改善事例(吊上げ装置、電動アシストの活用など)の説明がありました。

二つ目の事例発表として、社会福祉法人なごや福祉施設協会 なごやかハウス希望ヶ丘 副施設長 大平晋也 氏より、「腰痛災害を減らす職場づくり」と題して、①介護現場における腰痛災害の現状と課題(持ち上げない介護の必要性)、②腰痛予防のための福祉用具の導入(天井走行式リフト、床走行式リフト、移乗ボードなど)、③腰痛ゼロを目指す持続可能な職場づくり(成果と課題、対応策)の説明がありました。

事例発表後、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 衛生管理士 石井康貴 氏より、「腰痛災害防止のために」と題して講義が行われ、①業務上疾病発生状況(腰痛災害発生状況など)、②腰痛が起きる代表的な二つの原因(腰自体の不具合と脳機能の不具合)、③職場における腰痛の発生要因、④腰痛予防対策指針のポイント、⑤職場改善事例、⑥エイジフレンドリーガイドラインなどの説明がありました。



健康課長 藻谷 氏



会場の様子



デンソー 棚橋 氏



なごやかハウス希望ヶ丘 大平 氏



中災防 石井 氏

## 労災保険実務講座 開催報告

当協会は、11月10日(月)、当協会9F研修室(名古屋市中区栄)において、労災保険実務講座を開催し、企業の人事労務担当者等約360名(会場及びWEB参加)が受講されました。

冒頭、愛知労働局労働基準部労災補償課 主席労災補償監察官 高羽 章次 氏により、ご挨拶をいただき、労災補償行政の推進について、迅速かつ適正な労災補償、労災認定に係る労働時間やハラスメント、労災保険特別加入や電子申請等の説明がありました。

続いて、たかはし社会保険労務士事務所 代表 高橋 健 氏により、「業務災害・通勤災害の認定の考え方」と題して、①労働基準監督署における調査の流れ、②認定・不認定のポイントと根拠通達について解説がありました。また、「『脳・心臓疾患』、『精神障害』の労災認定基準と事例解説」と題して、①認定基準、②長時間労働事案、③ハラスメント事案、④その他について分かりやすく講義がありました。

最後に、令和7年7月30日に公表されました「労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告」の説明がありました。



主席労災補償監察官 高羽 氏



講師 高橋 氏

## 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを 岡崎市図書館交流プラザりぶらにて開催

当協会は、11月6日(木)、岡崎市図書館交流プラザ りぶらにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が約60名受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

本年度も豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってから実務に役立つ教本(労務管理の早わかり)を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、岡崎労働基準協会 第三次産業部会長 南部 淳 氏より開催の挨拶をいただき、労働法を遵守することは、企業を守り、労働者が安心して働ける環境を実現することにつながる旨のお話がありました。

続いて、ご後援をいただいている愛知労働局 岡崎労働基準監督署長 鈴木 基義 氏より、ご挨拶及び行政に寄せられる労働相談の状況や10月18日より新たに発効した改定愛知県最低賃金の遵守及び助成金の活用等の説明がありました。



第三次産業部会長 南部 氏



岡崎署 鈴木署長

各会場では、各講師より次の内容で講演が行われました。

### ◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

### ◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会

理事・事務局長 ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

### ◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

### ◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬 氏



講師 石田 氏



リフレッシュ体操の様子

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、12月3日、西尾コンベンションホール 大ホールA (西尾市) にて開催されます。以降は、来年2月5日(瀬戸市)、同3月4日(名古屋市) で開催されます。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム 報告

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」であり、これに合わせ厚生労働省主催、愛知県、名古屋市および愛知県弁護士会後援により、11月14日(木)に名古屋市中小企業振興会館メインホールで標記シンポジウムが開催されました。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。標記シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族も登壇され、過労死等の現状や課題、防止対策についてお話をいただきました。

愛知労働局 労働基準部 監督課長の中嶋 智成 氏による主催者挨拶、同局 雇用環境・均等部 指導課長の蓑津 智行 氏による「ハラスメント防止対策等について」の報告、毎日新聞 社会部記者の東海林 智 氏による「雇用社会に蔓延するハラスメントの背景に迫る～新聞記者の視点から～」の基調講演、また企業からの取り組み事例として、春日井製菓株式会社による「笑顔で働ける会社を目指して」の発表、過労死遺族の声などが行われました。

## 「続・改正化学物質管理に伴い、企業が考慮すべき点」講習会(後援)開催報告

11月6日(木)、主催 (一社)日本経済団体連合会、(一社)日本化学工業協会、(一社)日本自動車工業会、後援 厚生労働省、愛知県下各労働基準協会により、「続・改正化学物質管理に伴い、企業が考慮すべき点—SDSの書き方・読み解き方、保護具選定、健康診断—」が開催され、会場参加(東京都)及びリモート参加により、多くの関係者(会場230名、WEB14,000名超)が聴講されました。昨年に引き続き、法改正等のポイントを各専門家より解説いただきました。

はじめに、「職場の化学物質管理に関する最近の動向」と題して、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課より説明があり、続いて特別講演では「化学物質管理の大転換 法令順守型から自律的な管理へ〜『自律的な管理』の背景・概要・課題〜」と題して、労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 城内 博 氏により講演が行われました。また、各専門家より、混合物の評価方法(NITE-Gmiccsの使用法/製品評価技術基盤機構)、SDS作成およびSDS読み解き方〜GHSに基づくJIS規格の改正について〜(日本化学工業協会)、保護具選定のポイント(ショーワグローブ、ダイヤゴム、アンセル)、健康診断(資料配布/トヨタ自動車)の各解説等が行われました。

最後に、質疑応答(全体)、個別質疑応答の時間が設けられました。

## 産業保健フォーラムinあいち2025をデザインホールにて開催

愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知産業保健総合支援センター、当協会、愛知健康安全交流会は、11月14日(金)、デザインセンタービル デザインホール(名古屋市中区)において、産業保健フォーラムinあいち2025を会場参加及びライブ配信により開催しました。

冒頭、主催者を代表し、愛知労働局労働基準部長 高橋 嘉寿満 氏から開催に当たって挨拶があり、同局では労働者の健康確保と健康保持増進のために、「産業保健フォーラム2023▶2025 ～労働者の心身の健康のために～」を3か年にわたり取り組んでおり、最終年度の本開催では、「健康水準の向上を企業価値向上へと繋げる」をテーマに、事例報告やパネルディスカッションを行う旨の説明がありました。



高橋労働基準部長

続いて、一つ目の事例報告では、トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 産業医学G 主幹/産業医 加納 正也 氏より、「『幸せの量産』を目指した全員活躍の取り組み ～田原工場の事例～」と題して説明がありました。



事例報告する加納氏

二つ目の事例報告では、豊橋鉄道株式会社 総務部課長 保健師 赤川 景子 氏より、「安全輸送のその先へ ～多角的健康推進と外部連携が牽引する、持続可能な企業価値向上戦略～」と題して説明がありました。



事例報告する赤川氏

続いて、パネルディスカッションでは、愛知労働局半田労働基準監督署 安全衛生課長 松井 賢介 氏をコーディネーターに、加納氏及び赤川氏をパネリストとして「健康が生むポジティブインパクト」をテーマに、活発な意見が交わされました。



会場の様子



半田署 松井安全衛生課長



パネルディスカッションの様子

## 【厚生労働省委託】就業環境整備・改善支援セミナー及び 過重労働解消のためのセミナーを開催しました

11月4日(火)、ウインクあいち 1303会議室(名古屋市中村区)において、(公社)全国労働基準関係団体連合会愛知県支部である当協会は、令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」の標記セミナーを開催しました。

本セミナーは、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で設定された目標の達成に向け、事業主らの自主的な就業環境の整備・改善を図るために、労働時間制度等の整備、労働時間管理の適正化による長時間労働の抑制、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保を支援するものです。

<就業環境整備・改善支援セミナー>では、講師の社会保険労務士 浅野貴之氏(アライツ社労士事務所 代表)により、募集・採用から労働契約の終了まで、労働時間、育児・介護休業制度、職場の安全確保、ハラスメント防止や不合理な待遇差の禁止などの説明がありました。

<過重労働解消のためのセミナー>では、同じく講師の浅野氏により、過労死等の労災補償状況、過重労働による健康障害、関係法令・ガイドライン等のポイント解説や定額残業代制度の留意点等について、分かりやすく説明がありました。

最後に、事務局から、支援を希望される事業主を対象に専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、ご相談を伺いながら、個別に適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備する「個別支援」(無料)の案内を行いました。

## 【厚生労働省委託】外国人労働者安全衛生管理セミナーを開催しました

11月12日(水)、豊田産業文化センター 多目的ホール(豊田市)において、(公社)東京労働基準協会連合会が令和7年度厚生労働省委託「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」に係る標記セミナーを主催し、(公社)全国労働基準関係団体連合会愛知県支部である当協会は、開催に協力しました。

このセミナーは、外国人労働者を雇用する事業者の自主的な労働安全衛生活動を支援するため、事業者がイラスト・注意喚起文等を活用して労働災害防止に取り組むことができるように、事業者に対し、イラスト・注意喚起文等の活用、外国人労働者にかかる労働安全衛生管理等を解説するものです。

当日、講師により①労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害に見られる特徴、②外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項、③外国人労働者に係る災害事例、④日常の安全衛生活動(～安全衛生活動(KYT、5S)等)に参加させるときの留意点、⑤健康管理の留意点、⑥視覚的な表現方法による「安全表示」について、説明がありました。

## 新春懇談会 開催案内

当協会は新春懇談会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には12月中旬頃にご案内状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

- (1) 日時 2026年1月22日(木) 15時30分～18時30分
- (2) 場所 名古屋クラウンホテル 5F 鶴の間(名古屋市中区栄1-8-33)
- (3) 次第 ①新春講演会  
(予定) テーマ「多様な人材が活躍できる企業・職場を：働き方改革が鍵」  
東京大学名誉教授 佐藤 博樹氏



### 【略歴】

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。雇用職業総合研究所(現、労働政策研究・研修機構)研究員、法政大学経営学部教授、東京大学社会科学研究所教授、東京大学名誉教授、中央大学ビジネススクール教授、中央大学ビジネススクール・フェローなど。

### 【専門】 人的資源管理

【兼職】 内閣府・男女共同参画会議、経産省・なでしこ銘柄選定基準作成委員会、内閣府・少子化社会対策大綱の推進に関する検討会など政府の審議会や研究会の委員長や委員を歴任。民間企業との共同研究である「ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト」共同代表(<https://wlb-di.org/>)、人材サービス産業協議会、全国求人情報協会、連合総研、国際労働財団の理事。

- ②意見交換会(懇親会)(17時15分～18時30分)

・会場：名古屋クラウンホテル 6F 袖の間 ・参加費：無料 \*2人目以降は有料

## 第72回理事会 開催報告

当協会は、11月13日(木)にザ・コンダーハウス 3階 ザクラシックルームにおいて、標記理事会を開催しました。議案として「諸規程の一部改正及び廃止」を上程し、可決されました。

また、併せて「理事の辞任」「上期(4～9月)の事業及び収支状況」、「上期の代表理事及び業務執行理事の職務執行状況」、「会員任意退会」、「公益法人認定法改正(外部監事義務化)への対応」及び「講習会運営管理システム再開発の進捗状況」などについて報告しました。

第85回

# 全国産業安全衛生大会

大会テーマ

大地にみなぎる 安全・健康 決意の力



令和8年

開催期間

9月16日水 ⇒ 18日金

会場

北海道立総合体育センター (北海きたえーる)  
札幌コンベンションセンター ほか (北海道札幌市)

同時開催

緑十字展2026 札幌スポーツ交流施設 (つどーむ)

## 研究(事例)発表 募集中!

応募締切日：令和7年 12月31日(水)

中災防HPで応募要項をよくご確認の上、  
専用の応募フォームからご応募ください。  
<https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課  
TEL:03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人北海道労働基準協会連合会 協賛：各都道府県労働基準連合会(県協会)ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association



中災防 HP



大会 Instagram

# 技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技			
		日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース) 技能講習	12月	1	日鉄ビジネスサービス	2.3.4	日鉄ビジネスサービス	5.8.9	日鉄ビジネスサービス
		9	日鉄ビジネスサービス	10.11.12	日鉄ビジネスサービス	15.16.17	日鉄ビジネスサービス
	2026年 1月	6	日鉄ビジネスサービス	7.8.9	日鉄ビジネスサービス	13.14.15	日鉄ビジネスサービス
		13	とよはし産業人材育成センター	14.15.16	とよはし産業人材育成センター		
		15	日鉄ビジネスサービス	16.19.20	日鉄ビジネスサービス	21.22.23	日鉄ビジネスサービス
		28	日鉄ビジネスサービス	29.30.2/2	日鉄ビジネスサービス	2/3.4.5	日鉄ビジネスサービス
	2026年 2月	5	日鉄ビジネスサービス	6.9.10	日鉄ビジネスサービス	12.13.16	日鉄ビジネスサービス
		6	トヨタ教育センター	7.8.9	トヨタ教育センター	14.15.16	トヨタ教育センター
		16	日鉄ビジネスサービス	17.18.19	日鉄ビジネスサービス	20.24.25	日鉄ビジネスサービス

講習会	会場	12月	2026/1月	2026/2月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	6	9	
	(実) トヨタ教育センター	13	17	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル			16
	(実) 愛知製鋼			17
	ポーラ名古屋ビル	(学) 1.2	(学) 13.14	(学) 2.3
		(実) 3or4	(実) 15or16	(実) 4or5
		(学) 16.17	(学) 26.27	(学) 17.18
		(実) 18or19	(実) 28or29	(実) 19or20
(学) 22.23	(学) 24.25			
(実) 24or25	(実) 26or27			
とよはし産業人材教育センター	(学) 8.9			
	(実) 10or11			
アイブラザ半田			(学) 10.11 (実) 12or13	
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2 18.19	13.14 22.23	5.6 17.18
	とよはし産業人材教育センター		20.21	
	アイブラザ半田	11.12		
	トヨタ教育センター		29.30	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4 15.16	15.16 26.27	2.3 11.12
	トヨタ教育センター			24.25
	とよはし産業人材教育センター	1.2		5.6
				19.20
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	10.11		9.10
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9	20.21	3.4
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	15.16		18.19
石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13	30.31	6.7
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			11.12
ショベルローダー等運転 【学科1日 実技3.5日】	(学) 日本会議室名古屋伏見 (実) ポリテックセンター			13 17.18.19.20 24.25.26.27
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテックセンター名古屋港		9 14or15or16	
アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学) SDG	8.9	19.20	
	(実) SDG	10or11	21or22	
	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 愛知製鋼			21.22 24
自由研削といし取替・試 運転【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	5	19	13
機械研削といし 取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター			(学) 24 (実) 25or26
産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	1.2	26.27	16.17
	(実) 三菱電機	3or4or5	28or29or30	18or19or20
	(学) エイジエック (実) エイジエック	17.18		2.3
	(学) トヨタ教育センター (実) トヨタ教育センター	8.9 10or11or12	19.20 21or22or23	
ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	15		

講習会	会場	12月	2026/1月	2026/2月
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	12		6
低圧電気 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 22 (実) 23or24	(学) 28 (実) 29or30	(学) 25 (実) 26or27
	アイブラザ豊橋	(学) 16 (実) 17		
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	5	13 14	20 24
テールゲートリフター 特別教育 【学科・実技1日】	アイシン教育センター	23		20
局所排気装置等 自主検査者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 8.9 (実) 10or11or12	(学) 19.20 (実) 21or22or23	
	SDG(株)			(学) 2.3 (実) 4
安全管理者選任時【学科2日】	日本特殊鋼市民会館	18.19		
マスクフィットテスト【学科1日】	岡谷鋼機公会堂			3
建築物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	22.23		
工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			9.10
化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26		
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	17		16
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	8.9.10.11		9.10.11.12
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		20.21.22.23	

研修などの名称	12月	2026/1月	2026/2月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー	3 西尾コンベンション ホール		5 瀬戸市文化センター
外国人材受入れに関する制度と 実務対応セミナー	10 ウインクあいち		
安全経営あいち推進大会 Season2 Episode1 2025			4 Niterra 日本特殊鋼市民会館
自律的な化学物質管理の進め方 について(総合講座)			9 岡谷鋼機名古屋公会堂
トップセミナー			17 リファレンス名古屋栄 貸会議室ナディアパーク

フォークリフト外国語コース ポルトガル語講座 ベトナム語講座 英語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	1/24.25	実技【3日】	1/26.27.28
	ポーラ名古屋ビル			トヨタL&F 白金オフィス
ガス外国語コース ポルトガル語講座 ベトナム語講座 英語講座 中国語講座	学科【2日】	2/21.22	実技【3日】	2/23
	ポーラ名古屋ビル			トヨタ教育センター

日付の■の表示は、土・日・祝日です。